四　申請従事者が既に教員等又は認定等に係る教育保育等従事者の業務に従事している場合にあっては、従事開始年月日
五　申請従事者が法第九条第一項に規定する県費負担教職員である場合にあっては、その旨
六　法人共通認証基盤の利用における対象事業者の識別のために用いられる電子メールアドレス
七　交付申請が電子情報処理組織を使用しないで行われる場合にあっては、犯罪事実確認書を送付する名宛人の氏名

（法第三十三条第五項の申請従事者による書面等の提出）

第三十三条　法第三十三条第五項の書面及び書類の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該提出をしようとする申請従事者（第三項の規定により当該書面の提出を対象事業者を経由して行うとき及び法第三十三条第七項の規定により当該書類の提出を対象事業者を経由して行うときにあっては、当該対象事業者）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該提出をすることができると認められる場合は、この限りでない。

2　前項の規定により申請従事者又は対象事業者が電子情報処理組織を使用して書面又は書類の提出を行う場合にあっては、当該申請従事者又は対象事業者の担当者の利用者証明用電子証明書を送信する方法により、当該電子情報処理組織を使用するものとする。ただし、当該申請従事者又は対象事業者の担当者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請を行っていない等の理由により利用者証明用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

3　申請従事者が法第三十三条第五項の規定による申請対象者情報を記載した書面の提出を対象事業者を経由して行うことを希望するときは、当該対象事業者は、これを拒んではならない。

4　法第三十三条第五項第一号イの内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）
二　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名（変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更の年月日を含み、法第三十三条第五項第一号イに規定する書類に記載され、又は記録されたものに限る。）
三　出生の年月日
四　本籍（変更があった者にあっては、変更前の全ての本籍及び変更の年月日を含む。）
五　戸籍に入った原因及び年月日
六　実父母の氏名及び実父母との続柄

5　法第三十三条第五項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　在留カード、住民票又は旅券等の写し
二　氏名、国籍、性別又は生年月日の変更があった者にあっては、その国籍の属する国における当該変更を証する戸籍に相当する書類
三　氏名、国籍、性別又は生年月日の変更がない者にあっては、その旨を証し、又は誓約する書類
四　出入国に係る履歴、法第三十三条第五項の規定により提出する氏名（変更前の全ての氏名を含む。）を片仮名及びローマ字で表記したもの並びに二以上の国籍を有するか否かを記載した書類
五　前号に規定する書類を提出したことがある者であって、直近に行った交付申請から同号に規定する書類の内容に変更がないものにあっては、その旨を証し、又は誓約する書類

6　申請従事者は、戸籍法第百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を内閣総理大臣に提供することにより、法第三十三条第五項の規定による同項第一号に掲げる書類の提出を行うものとする。ただし、戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を取得することができない場合には、この限りでない。

7　法第三十三条第六項の内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　申請従事者が日本の国籍を有する場合　最新の内容が記載された法第三十三条第五項第一号イに掲げる書類
二　申請従事者が日本の国籍を有しない場合　次に掲げる書類

イ　直近に行った交付申請から三月以上経過している場合には、最新の内容が記載された第五項第一号に掲げる書類
ロ　直近に行った交付申請から第五項第二号から第五号までに掲げる書類に記載された内容に変更があった者にあっては、変更後の内容が記載された当該書類
ハ　直近に行った交付申請から第五項第二号から第五号までに掲げる書類に記載された内容に変更がない者にあっては、その旨を証し、又は誓約する書類

（犯罪事実確認書の様式）

第三十四条　法第三十五条第六項の犯罪事実確認書の様式は、様式第一号による。

（訂正請求に係る通知の到達時期）

第三十五条　法第三十五条第五項の規定による通知は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と通知先の申請従事者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う場合にあっては、当該電子情報処理組織に申請従事者が閲覧することができる状態で記録された時に当該申請従事者に到達したものとみなす。

（犯罪事実確認書管理簿の様式等）

第三十六条　法第三十六条第二項の犯罪事実確認書管理簿の様式は、様式第二号による。

2　犯罪事実確認書管理簿の作成は、必要な事項を電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と必要な事項を記録する事務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）に記録する方法により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

3　前項の規定による記録は電子情報処理組織を使用して、当該記録の事務を行う者に係る利用者証明用電子証明書を送信する方法により行うものとする。ただし、当該者が個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請を行っていない等の理由により利用者証明用電子証明書を送信することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

（権限の委任）

第三十七条　内閣総理大臣は、この府令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。